

第5回

(令和2年5月11日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年5月11日（月）午前9時30分から午前10時5分
  - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
  - 3 出席委員 9名  
1 番委員 田口英一郎・2 番委員 谷口 一也・3 番委員 尾方 学  
4 番委員 元村 彰浩・5 番委員 今村 忠臣・6 番委員 西嶋 健一  
7 番委員 尾方安枝子・8 番委員 福本 王雅・9 番委員 栗原 和親
  - 4 欠席委員 なし
  - 5 議事日程
    - 1) 会期の決定
    - 2) 議事録署名委員の指名
    - 3) 会議書記の指名
    - 4) 議第 20 号案 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議第 21 号案 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議第 22 号案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議第 23 号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について  
議第 24 号案 非農地証明願いに対する認定について  
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について
  - 6 事務局職員  
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
  - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程 1 の会期の決定については、本日 1 日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日 1 日と決定します。議事日程 2 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、4 番・5 番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。  
先日、あっせんがあつてたくさんありましたけれども、最後の方に載っていると思いますので、それで、替えさせていただきます。
- 議 長 議第 20 号案農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第 20 号案農地法第 3 条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号 1、2 番について 8 番委員から調査報告をお願いします。
- 8 番 （調査番号 1、2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 4 人（稼働力

3人) 経営面積は、23a、水稲 23a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積): 1番と2番の面積を合わせて30a以上になりますので問題なし。2番(通作距離): どちらも300m。3番(小作地): 問題なし。4番(貸付地): 問題なし。5番(取得価格): 10a当たり25万円。6番(耕作放棄地): 問題なし。7番(農機具の利用計画): 耕運機を所有、トラクターを購入希望。8番(取得農地の利用計画): 1番には粟、2番は自家用野菜。9番(周辺地域との関係): 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人) 経営面積は、6900㎡、水稲3900㎡、残りが野菜、ナス、ズッキーニを栽培。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積): 問題なし。2番(通作距離): 150m。3番(小作地): 問題なし。4番(貸付地): 問題なし。5番(取得価格): 10a当たり53万円。6番(耕作放棄地): 問題なし。7番(農機具の利用計画): トラクター、ミスト機、動力噴霧器、管理機を所有。8番(取得農地の利用計画): 水稲と野菜を作付け。9番(周辺地域との関係): 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

調査番号1、2番の譲受人の年齢はおいくつですか。

8番 60歳くらいかなと思います。定年退職されたということでした。

議長 調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

それでは、申請どおり許可するものといたします。

議長 議第21号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第21号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、8番委員から調査報告をお願いします。

8 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は植林でクヌギです。20年前に義理の父が水稻を栽培していたのですが、鳥獣害被害が多く収穫することができなかつたために、シイタケの原木の植栽をされたとのことです。現状もクヌギを植えてありますので、始末書を提出されております。4条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2番(着工時期):植栽済です。3番(資金調達):問題なし。5番(周囲の農地の承諾)問題なし。6番(公衆衛生)問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。報告終わります。

議 長 調査番号2番については、私の関係者でありますので、1番だけをまず審議したいと思えます。1番について、質問のある方は、挙手のうえ質問をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 それでは、職務代理と交代します。

(議長退室)

4 番 議長代わりました。調査番号2番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。居宅56㎡です。4条調査項目により報告します。1番(農地区別):1種農地です。2番(着工時期):盛り土をしてありました。それについて、始末書が提出されております。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の農地の承諾)問題なし。6番(公衆衛生)浄化槽で処理。7番(転用措置):盛土で整地して問題が生じた場合は責任をもって対処をする。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。報告終わります。

4 番 質問のある方は、挙手のうえ質問をお願いします。

5 番 施設概要居宅56㎡とありますが、1戸建ての面積ですか。

3 番 居宅の敷地面積が56㎡です。

5 番 面積が小さいので続きで建設されるのですか。

3 番 別に建設されます。

4 番 他に質問はありませんか。

4 番 それでは、質問もないようですので、採決します。調査番号2番について賛成の方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

賛成多数と認めます。議長交代します。

議 長 議第22号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第22号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

- 議 長 調査番号1番について、1番委員から調査報告をお願いします。
- 1 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由はゴルフ練習場駐車場です。施設概要は、366.51 m<sup>2</sup>です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2番(着工時期):6月1日から7月31日までです。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):周囲は譲受人の土地がほとんどであり問題なし。6番(公衆衛生)自然浸透で大雨の場合は、東側のU字溝に流すということでした。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。
- 議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。
- 6 番 過去何回か申請があがっている気がするのですが、駐車場が少しずつ広がっているのでしょうか。実際駐車場として使われているのか。
- 1 番 コロナの影響でお客が多いそうで、駐車場が満杯の状態が続いているため、拡張するということでした。
- 議 長 他に質問はありませんか。
- 議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。  
(全委員:挙手)  
全員賛成です。申請どおり許可することといたします。
- 議 長 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第23号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)  
今回は所有権移転10件、利用権設定が10件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入3件、売渡7件です。  
所有権移転関係を説明。  
次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。  
(1~10番適格の報告あり)
- 議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。
- 1 番 6番の借受希望者について教えてください。
- 4 番 今までは、3分館の農家の方が代表でされておりましたが、代表者が代わったかたちになっております。
- 議 長 それでは、議第23号案について異議のない方の挙手を求めます。  
(全委員:挙手)  
適格と認めます。
- 議 長 議第24号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第24号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1について、一武地区の調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）調査日は、5月8日午後1時15分ごろから8番9番委員で現地の確認を行いました。調査結果を報告します。写真を見ていただければ分かりますように下の写真が4月6日時点の現状でした。水田には、その当時竹が生い茂る状況で畦畔及び近隣との境界も確認できる状況ではありませんでした。近隣の農地については、非農地申請がなされて、造成がある程度済んでいるような状態になっておりました。なお、申請現地は隣接地の非農地の竹の伐採、抜根をされるときに、伐採、抜根を依頼され途中まで作業をされた状態で残っていました。隣接地の造成地は作業が終り、何かつくられるとの話でございました。現在の写真、上の写真を見ていただければわかりますように、現在、竹が少し残っている状態と竹の跡、切株、抜根した竹の根がある状況になっていました。本人に確認しましたが、水田に復旧する考えはないということでした。以上のことから、調査を行った一武地区の委員と協議した結果、非農地と判断できると考えます。

議 長 一武地区は、非農地として認めるということですか。

何か、意見のある方は、お願いします。

議 長 一昨年か去年なら荒れた山林みたいなところだったですよ。

9 番 平成28年にこの近くが非農地の申請をされております。あと、令和元年、令和2年でこの近くまで全部非農地の申請がなされて、非農地に認定されています。この田ばかりが、竹が生えていたのですが、その時点で非農地に申請する本人の意思がないということで、そのままされていたのですが、その後、本人からどうしても現状のままでは、耕作していけないから、どうにかしてもらえないかということで、隣の方へお願いされて、同時に途中まで工事をされたという状況です。

議 長 これは、経過と現状をみれば、転用申請の方が良いのではないのでしょうか。現状は復元されたような状態、もしも何か施設に供されるのならば、転用申請の方がいいような気がします。非農地証明ということで非農地にするには、合わないような気がするのですが。一武地区の方、お願いいたします。

8 番 先月、非農地調査をした時には、竹がいっぱい、非農地として認めて良かったのですが、その時、申請を出されていなかったのです。現状を見てみると、確かに見た目はきれいですけど、下は竹の根がいっぱい、竹を切っていただいて、少しだけ残されていますけど、とても原状復帰は難しいと思います。隣に田があるのですが、その畦にも、たけのこが生えているのです。この竹を切られたから隣の田はいいよねというくらいたけのこがたくさん生えています。切られた後できれいに見えているのですが、たけのこがいっぱい出ているのです。そのような状態なので、この一帯を非農地として何かされるのですが、地主さんは非農地申請をされております。その後、どなたかに売買されて、転用になるのかなと思うのです。

れど、現状は地主の方の非農地証明ということですね。

議 長 非農地状態ではないので、非農地にするよりも、現状そのままにおいて、何かされるときに転用申請の方がいいのではないかと思うのですが。非農地に認められる尺度が、これで非農地に認められるのであれば、他の方々もという部分があると思います。

8 番 確かに、今は整備されて切られてきれいになっているのですが、現状は、1月前は下の写真の状態です。このとき非農地証明願いを提出されていれば、周囲の関連でできたものだと思います。その時に、地主様の許可が非農地とする、して欲しいというのが出てなかっただけのことで、今までここ一帯はすべて非農地としてきたので、ここだけが残っているということで、確かに境界もわからなかったので切られたと思うのです。私たちとしては、その前の状態を見ているものですから非農地として良いのではないかなという話をさせていただきました。確かに、今はきれいですが1月前は下の写真の状態だったのです。

議 長 復元したような状態ですね。復元過程の状態ですね。申請のあり方として、何か開発されるときに、転用の方が良いかなと思います。

5 番 整地されたのは、ものを作るために、何か作られる予定なのですか。

8 番 はい

9 番 その辺一帯をある方が買われております。将来的には、そこに施設をつくるという話を聞いております。だから、現在の所有者も、最初は、もっていなかったのですね。元の所有者の方が全部亡くなられて、財産分与をされたときに親戚で全部分けられて、名義上だけの所有者になっておられて、現在の所有者は、今まで、一切何もされていなかったのです。だから、本人はいらなかったという話もされました。だけど、皆さんに財産分与で分けた時に、どうしてもとってくれということで、所有者になった。現在は、自分は必要ないかなら、元の方に引き取りの話もされたそうですが、やったのだから自分とはとらない。だから自分が施設をつくる予定の時に、非農地にしたかったのだけれどという話もされましたので、なぜ4月時点で非農地申請されなかったのですかと話をしましたけれど、今の所有者の方が、そういう考えがなかったので、所有者本人さんはタッチしないというような話もされましたので、非農地で行った方が良いのではないかということで判断をしました。

議 長 何か意見のある方は、挙手の上お願いします。

それでは、採決に移ります。一武地区は、非農地という判断ですね。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。それでは、非農地として認定します。

議 長 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月11日

農業委員会会長

4番 農業委員

5番 農業委員